

暮らしの情報

※詳しいことは圓にお問い合わせください。

健康・医療

風しん予防接種費用の一部助成は3月31日(月)までです

風しんは、妊娠初期の女性がかかる、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」にかかることがあります。市では、妊娠初期の女性が風しんにかかることを防ぐため、風しん予防接種費用の一部を助成しています。

▼対象Ⅱ市内に住所があり、妊娠を予定または希望している女性。

▼助成期間Ⅱ3月31日(月)まで。

▼助成回数Ⅱ1人1回。

▼助成額Ⅱ5,000円。

接種を受けるときは、事前に指定医療機関へ予約してください。なお、指定医療機関や詳細は、各保健福祉センターへお尋ねいただくか、市の

行政

選挙人名簿を縦覧できます

3月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることができます。

▼対象Ⅱ次のいずれにも該当する人①3月1日現在で満20歳以上の人②平成25年12月1日までに本市に住民票が作成された人で、引き続き市内に住所がある人。

▼縦覧期間Ⅱ3月3日(日)から同7日(金)まで。

▼縦覧場所Ⅱ本庁・選挙管理委員会事務局。
本庁・選挙管理委員会事務局

天草市奨学金貸付 申し込みの受付を開始

経済的な理由で修学が困難な人に、奨学金の貸し付けを無利息で行います(ただし、正当な理由がなく返還が遅れた場合は、年14.6%の延滞金を徴収します)。

▼対象Ⅱ市内に3年以上在住している人の子で、高等学校、高等専門学校、専修(専門)学校、大学(短期大学を含む)、大学院、本渡看護専門学校に在学または入学予定で、学資に困っていると認められる人。

▼貸付額(月額)Ⅱ①高等学校の生徒・高等専門学校の学生：1万5,000円②専修(専門)学校・本渡看護専門学校(短期大学)の生徒：2万円③大学・短期大学・大学院の学生：3万円。

▼貸付期間Ⅱ貸付開始の月から正規の修業期間終了まで。

▼返還方法Ⅱ卒業した1年後から、貸与期間の2倍の期間内(最長10年)に月賦で返還してください。
▼申込方法Ⅱ本庁(別館)・教

有明地区で「食用油」の回収を開始します

有明地区では、4月から資源物ステーションで「食用油」の回収を開始します。

回収した食用油は、軽油代替燃料(BDF)などにリサイクルします。

▼回収対象Ⅱ家庭で使ったサラダ油・てんぷら油。

※車・機械などのオイルは対象外のため、処理は販売店へお問い合わせください。

▼出すときのお願Ⅱ●食用油を入れていた容器は持ち帰って再利用するか、「燃やせないごみ」に出してください●食卓に水などが混ざったものは、紙などにしみ込ませて「燃やせるごみ」に出してください●てんぷらかすなどの固形物は、こして出してください●事業所から出る食用油は、各事業所で処理してください。

本庁・環境施設課



▲回収容器

非常勤職員を募集します



【事務補助嘱託員】

■勤務場所・予定人員=本庁(別館)・農林整備課...1人程度。

■業務内容=申請書受付や許可文書作成、現地確認調査などの補助。

■応募資格=基本的なパソコン操作(文書作成や表計算など)ができ、来客・現地対応ができる人。

■雇用期間=4月1日(日)から平成27年3月31日(日)まで。

本庁(別館)・農林整備課

市物産振興協会の新規会員を募集!

市物産振興協会では、平成26年度からの新規会員を募集します。同協会では、市内外で開催される物産展への出店支援、会員相互の情報交換や研修、物産だよりによるPRなどを行っています。

■対象=次のすべてに該当する個人または法人・団体

- ①市内に事業所を置いていること
- ②創業から1年以上が経過していること
- ③市内で最終的な生産・製造・製作・加工を行い、その商品を販売していること。

※食品関係の産品を扱う場合は、保健所の営業許可を取得していること。

■入会金・年会費=入会金3,000円・年会費1万円。

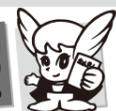
■申込方法=市物産振興協会事務局(本庁(別館)・産業政策課内)または各支所担当課に備え付けの加入申込書に必要事項を記入し、3月28日(金)までに同事務局へ提出してください。なお、加入申込書は同事務局に電話で請求することもできます。

※食品関係を扱う場合は、保健所の許可証の写しを添えてください。



市物産振興協会事務局(本庁(別館)・産業政策課内)

年金情報



~年金を受給するための納付要件~

老後を支える「老齢基礎年金」や、病気や事故などで障がいが残ったときの「障害基礎年金」、年金加入者が死亡したときに遺族を支える「遺族基礎年金」を受給するためには、それぞれ次のような保険料の納付要件があります。

●老齢基礎年金...保険料納付などの受給資格期間が原則25年(300月)以上あること。

●障害基礎年金...病気やケガの前の加入期間に3分の1以上の保険料未納期間がない、または直前の1年間に未納期間がないこと。

●遺族基礎年金...加入期間の3分の1以上の未納がない、または直前の1年間に未納がないこと。

※条件を満たさない場合は、年金を受給することができません。いざというときのために、保険料はきちんと納めましょう。なお、受給資格期間には「免除を受けた期間」も含まれますので、経済的に納付が困難な場合はご相談ください。

本庁(別館)・国保年金課